



2023年2月21日

各 位

会 社 名 株式会社グッドライフカンパニー  
代表者名 代表取締役社長 高村 隼人  
(コード番号: 2970 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理本部長 山田 浩司  
(TEL. 092-471-4123)

**自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び  
自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け)**

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社の支配株主であり、当社の代表取締役社長である 高村 隼人氏（2022年12月31日現在の当社発行済株式総数に対する保有割合 62.56%）より保有する株式の一部を売却したい旨の打診を受けました。同氏の保有する当社株式が短期間に市場で売却された場合の当社の市場株価等への影響を考慮し、当該株式を自己株式として買い受けることについて検討したところ、当該株式を自己株式として取得することは、市場への影響を回避することに加えて、資本効率の向上にも資するものであると判断し、自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得の方法

本日（2023年2月21日）の株価終値1,131円で、2023年2月22日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）

当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	23,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.5%)
(3) 株式の取得価額の総額	26,013,000円（上限）
(4) 取得結果の公表	午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。
(5) その他	当社は、支配株主である 代表取締役社長 高村 隼人氏及び支配株主ではない取締役 近松 敬倫氏よりその保有する当社普通株式の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対応する売付注文をもって買付けを行います。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本件自己株式の取得は、当社の支配株主である 代表取締役社長 高村 隼人氏が売り手として参加することを予定したものであるため、本件自己株式取得は支配株主との取引等に該当します。

当社が 2022 年 3 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「支配株主との取引につきましては、原則として行わないことを基本方針としておりますが、やむを得ず取引を行う場合には、その取引に合理性（事業上の必要性）があるか、また、取引条件は一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適切であるかなどを特に留意しつつ、当社および少数株主に不利益となるないよう法令・規則を遵守し、適切に対応して参ります。」

当社では 2023 年 2 月 21 日に取締役会を開催し、本件自己株式の取得は、市場への影響を回避することを主たる目的とすることを確認し、かつ現在の株価水準を考慮して、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本件自己株式の取得に関する決議を行いました。従いまして、本件自己株式の取得は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値での本件自己株式取得を行う予定です。

利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である 高村 隼人氏、近松 敏倫氏を除いた取締役のみで、本件自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

##### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本件自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない取締役監査等委員（独立役員）である 姫野 幸一氏、柳堀 泰志氏及び石井 麻衣子氏より、2023 年 2 月 21 日付けで、本件自己株式の取得は、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本件自己株式取得は、将来、導入する可能性のある取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分及び発行済ストックオプションの権利行使に充当するために実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があつて実施されるものではないこと。
- ② 本件自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する 高村 隼人氏、近松 敏倫氏を除いた取締役のみで実施されており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

（参考）2022 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	4,186,114 株
自己株式数	62,486 株

以上